

総務文教常任委員会審査概要報告書

委員長 高岡 宏和

- I 開催年月日 令和 4 年 9 月 27 日（火）
II 会議時間 午後 1 時 00 分～午後 2 時 02 分
III 出席委員等 [出席委員] ◎高岡 宏和 ○山口 泰祐 田中 勝文
出町 譲 中村 清志 中川加津代
坂林 永喜 上田 武 曾田 康司
(◎…委員長 ○…副委員長)
[議長] ※坂林 永喜議長は委員として出席
[副議長] 本田 利麻
[説明員] 別紙名簿のとおり
[委員外議員] 山上 尊士 新開 広恵
[事務局職員] 西本 幸夫 高嶋 史恵 堀田 寛之
[傍聴者] 1 名

IV 審査の概要

1 付託議案について

- 議案第 67 号 令和 4 年度高岡市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会所管分
議案第 71 号 高岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
「高岡市職員の定年等に関する条例の一部改正」
「高岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」
「高岡市職員の再任用に関する条例の廃止」
「高岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正」
「高岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正」
「高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」
「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正」
「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正」
「高岡市職員の給与に関する条例の一部改正」
「高岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」
議案第 72 号 高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 73 号 高岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
及び

議案第 77 号 高岡市土蔵造りのまち資料館（旧室崎家住宅）条例の一部を改正する条例

以上、予算議案 1 件及び条例議案 4 件の計 5 件について、審査の結果、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑は次のとおり。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【議案第 67 号のうち、学校給食指導費について】

- 今回の補正は、小・中学校の児童生徒 1 人あたりに換算するとそれぞれいくらになるのか。
- △ 小学校については 7 か月で 4,270 円分、中学校については 7 か月で 4,953 円分となる。
- 次年度も今年度と同等に食材料費の値上げ分を補填するとした場合、1 人あたりの補填額は年間約 8,000 円、全体で年間 8,800 万円ほどかかると試算できるが、次年度はどのような対応を行う予定か。
- △ 次年度についても、できるだけ各家庭に負担をかけずに、給食の質と量を維持していきたいと考えており、今後の食材料費の価格の推移と国の臨時交付金の措置などの状況を注視していきたい。

2 報告事項について

〈 当局から、次の報告・説明があった。 〉

〔教育委員会〕

- 。令和 5 年高岡市「二十歳の集い」の開催について

〈 委員から、質疑等はなかった。 〉

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

- 。次回の本委員会の開催について

令和4年10月13日（木）午前10時に開催することが報告された。

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

【空き校舎における公共施設等適正管理推進事業債の活用について】

- 公共施設等適正管理推進事業債とは。
- △ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることや、人口減少により今後の公共施設等の利用需要が変化していく社会情勢において、国が地方公共団体に対して、公共施設マネジメントの必要性を促している。そのような状況の中、公共施設等適正管理推進事業債（以下、「公適債」と記載）は、地方公共団体が公共施設等の適正管理の推進に係る財源措置として、国が用意したものであり、充当率や交付税措置が通常の起債メニューより手厚いものになっている。通常、学校を整備する場合の起債については、学校教育施設等整備事業債を活用するが、これよりも公適債の方が有利ということで、今回は学校の統合に当たり、公適債を活用することになっている。
- 公適債には、延べ床面積の減少を伴う集約化しかメニューがないのか。
- △ 公適債の中には、集約化・複合化事業のほかに、長寿命化や転用といった事業メニューがある。今回は、学校施設を集約し、新たな公共施設を建設するといった目的があるため、公適債の中の集約化・複合化事業というメニューを活用する。
- 学校施設を別の施設に転用する目的で公適債は活用できないのか。
- △ 今回は、あくまでも集約化の作業を行い、新しい学校を作るための財源を生み出すものであるため、転用については今回の事業メニューには当たらない。
- 新しい学校を作る一方で、現在の古い校舎を転用するときはメニューに当たらないということか。
- △ そのとおりである。
- 公適債は、起債充当率が90%で、交付税措置が50%となっている。交付税措置が50%ということは、50%分が戻ってくるという認識でよいのか。
- △ 交付税算入率が50%であり、将来的に国からの交付税に算定される。
- 50%がそのまま入ってくるのか。
- △ 地方公共団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合は、一定の率を乗じて調整されるため、きっちり50%とは言い切れない。
- きっちり50%とは言い切れないが、50%にかなり近いということか。
- △ そのとおりである。
- 小・中学校の統廃合を進めるにあたり、公適債を活用することについて、議会で議論したと認識しているが、相違あるか。
- △ 令和3年3月定例会において、当時の教育長が「学校再編統合においても、補助金や交付税措置率の有利な起債や基金の活用など、行財政運営のバランスに配慮しながら進めていきたい。」と答弁している。

- 今回のタイミングで公適債を活用しない場合、将来的に残った建物を壊す際には、すべて一般財源で壊す必要が出てくるのか。
- △ 解体をせずに、施設が残った場合には、いずれは建物を壊す必要がある。現在のタイミングであれば、公適債を活用することができるが、タイミングを逃して起債できない場合には、すべて一般財源で解体しなくてはならなくなる可能性がある。将来にツケを残さない意味でも、公適債を活用して壊すという選択肢が必要と考えている。
- 転用など、施設を残すという選択をするのであれば、最後に誰が解体するのかなどの責任問題をはっきり決めておく必要がある。例えば、地元で施設を譲渡して、解体までの責任を取ってもらうのも一つであると思うが、見解は。
- △ 空き校舎については、民間活用等を基本として考えているが、指摘された点も含めて、今後、庁内において様々な検討を重ねていきたい。
- 総務省の資料によれば、公適債は、集約化した残りの施設の転用にも可能であり、起債充当率 90%、交付税措置 30～50%となっている。新しいものを建てて、残ったものを別のものに転用するというケースでもかなり有利な起債であると思うが、見解は。
- △ 今まで説明してきたのは、新しい学校施設を建設する場合の話であり、転用する、しないの議論はしていない。あくまでも新しい学校を建設する場合の話として、説明している。
- 集約化で壊すということも重要な選択肢だと思うが、その選択肢しかないような印象を持った。総務省によれば、集約化したあとの残りの施設をどうするのかということについても、財政措置を手厚くするとのことであった。だからこそ、全国の自治体がいろいろなバリエーションで公共施設の適正化を行っていると考えているが、見解は。
- △ まずは民間等の活用を基本として考えながら、検討を重ねていきたい。

【小学校に配付された一人一台タブレットの初期化作業について】

- タブレットの初期化作業の概要は。
- △ 小・中学校に一人一台端末として、パソコンを配付しているが、中学校3年生や小学校6年生が、卒業するにあたり、その児童生徒が持っていたパソコンを新たに入学してくる小学校1年生または小学校2年生、もしくは中学校1年生に引き継ぐ際に、それまでその端末を使用していた児童生徒の個人情報等を消去するため、初期化作業を行うものである。また、初期化作業を行った後、子供たちが安心・安全に使うため及びG I G Aネットワークを使うため、初期設定作業を行うこととしている。
- 初期化作業は誰が行っているのか。
- △ 主に教職員が行っている。
- 教職員の負担が極めて大きいと考えるが、見解は。
- △ 小・中学校の教職員の負担が増えていることも十分認識している。教育委員会としては、そのサポートを行うため、I C T支援員を配置している状況である。I C

T支援員が、設定作業などで教職員をサポートし、負担を軽減している状況である。また、ICT支援員についても、令和3年度は4名であったが、4年度は7名に増員している。できるだけ教職員の負担にならないように取り組んでいきたい。

- ICT支援員を4名から7名に増員したとのことだが、それぞれの学校の配置人数か。また、ICT支援員は、どれぐらいの頻度で支援を行っているのか。
- △ 各学校ではなく、市全体で7名である。各学校には月5回程度訪問することになっている。
- 教職員の負担がかなり重いことから、ICT支援員の増員以外にも何かしらの改善策が必要と考えるが、見解は。
- △ これまでは中学校3年生は中学校1年生にパソコンを渡し、小学校6年生は小学校1年生にパソコンを渡す形で設定作業を行っていたが、令和5年度からは、小学校から中学校へそのままパソコンを持ち上がることが望ましいと現段階で考えている。これにより、設定作業が1回省略されることから、負担の軽減に繋がるのではないかと考えている。

【台風14号の接近に伴う自主避難所開設の検証について】

- 避難所開設の判断基準（エリア、災害の種類と規模、自主避難所）は。
- △ 避難所開設の基準は、洪水や土砂災害の恐れがある危険な場所から避難することを目的に、气象台等が発表する気象警報や土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報などの防災気象情報をはじめ、今後の気象の見込み、避難に必要な時間、日没時間などをもとに、避難の必要性や発令の警戒レベルを総合的に判断し、高齢者等避難や避難指示などの避難情報を発令し、小学校区単位を基本として避難施設を開設している。今回の气象台からの情報では、大雨及び暴風において警報級の見込みが低いと聞いており、避難指示などの避難情報の発令基準に達していない状況であったが、九州地方における大雨や暴風による被害が報道されており、自宅において1人で待機することに不安を持つ方がいることを考慮し、自主避難所を開設した。
- 高岡市地域防災計画・各種災害対応マニュアルとの整合性は。
- △ 地域防災計画及び災害対応マニュアルでは、大雨などによる災害が想定されることへの災害予防対策、災害応急対策を定めており、今回のような災害が起こる見込みが低いことへの予防的措置について記載はない。しかしながら、市民の方々の不安感を取り除く趣旨から、自主避難所の開設を行った。
- 市内28か所での避難者受け入れ実態とそれに対する見解は。
- △ 避難所の開設は、小学校区単位を基本としている。今回は100名程度が収容可能な施設であり、避難者が横になれるよう畳が設置されていること、コロナ感染症対策として人との距離が確保できること、小学校区内の地理的条件などを考慮し、市立公民館を中心として28か所開設した。避難者は、6施設において、各1名の6名であった。70代以上の高齢者が多く、「自宅にいるのが不安だった」「離れて暮らす家族から避難所へ行くように進められた」などの意見があったことから、今回の開設については、意味があったものと考えている。
- 避難した6名について、避難行動要支援者の方はいたのか。

- △ 把握していない。
- 避難所開設の市民への周知方法は。
- △ 市民への周知については、防災情報メール、Y a h o o 防災、ツイッター、フェイスブックのほか、Ｌアラートを使用し、テレビなど複数の手段により、情報の発信に努めた。
- Ｌアラートを流したということだが、どの範囲でＬアラートが流れていたのか。
- △ Ｌアラートは登録することによって、報道機関に情報を流すものである。エリアメールは避難指示など、危険な場所から避難することを呼びかける際に使用するものと解釈しており、今回は使用していない。
- 各連合自治会長には連絡されているようだが、住民には十分な伝達がされていない。今回避難した６名は高齢ということからも、自治会を通して特に民生委員にきちんと情報が流れる体制が必要であると考えるが、見解は。
- △ お住まいの地域に自主避難所を開設する情報を共有する趣旨から、結ネットを活用し、連合自治会長へ連絡している。民生委員への連絡については、連合自治会長に行っていただくことが理想ではあるが、十分に伝わっていないケースもあった。
- より多くの方々が安全に避難することにつながるように、情報伝達の手段など、今回の課題を見直してほしい。（要望）
- 避難所への職員配置の考え方・あり方は。
- △ 避難所への職員配置については、大規模な避難所である小・中学校の避難所には２名、その他の避難所には１名配置できるよう、小学校区ごとに避難所要員として職員を指名している。今回の職員配置は、多くが１名配置予定の避難所であったが、あらゆる対応がとれるよう２名配置とした。
- 避難所要員の職員は、避難者がいなかった避難所でも一晩泊り込んだという認識でよいか。
- △ 避難所要員については、それぞれ２名程度配置しており、延べ６２名の職員を配置した。今回の自主避難所に関しては、夜になる前に避難されることを想定していたが、それ以後に避難する方もいることを考慮し、翌朝の７時まで全ての避難所で職員が待機した。
- 今回の自主避難所開設で得られた課題と今後の対応策は。
- △ 開設当日は、休日のため、多くの施設が施錠されており、鍵を持っている施設管理者への連絡や、避難所要員の指示等で時間を要したことから、避難所開設に必要な時間を考慮し、避難所開設の協議を早めていきたいと考えている。また、市が避難所開設に向けた準備をしていることをお知らせできず、不安に感じた市民も多くいたと思われることから、市が避難所開設の準備をしていることをお知らせできるようにしたいと考えている。
- △ 市民の安心・安全を守るというスタンスで、できる限り迅速な対応を心がけてきた。改善すべきところについては、検討を重ねていきたい。また、より丁寧な住民への説明についても心がけていきたい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

総務文教常任委員会 当局説明員（16名）

未来政策部長 未来政策部政策監	鶴 谷 俊 幸	教育長	近 藤 智 久
未来政策部次長 未来課長	日 名 田 尚 明	教育次長	杉 森 芳 昭
総合交通課長	表 野 勝 之	教育次長 学校教育課長・教育改革推進室長	岩 田 正 弘
		教育総務課長	津 幡 佳 成
総務部長 選挙管理委員会事務局長	梅 崎 幸 弘	生涯学習・スポーツ課長	上 田 浩 樹
総務部次長	柴 野 泰 彦	文化財保護活用課長	池 守 凡 子
総務部次長 財政課長	村 上 彰		
総務課長	長 谷 川 聡		
人事課長	新 保 貴 之		
危機管理課長	橘 篤 志		
管財契約課長	澤 田 剛 章		